

○議長 小田 武人君

5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

妹川です。一般質問に立つ前に、先日、第 16 回芦屋・若松クリーンキャンペーンがございました。その際には、町長、副町長ほか、職員の皆様方が多数参加していただきましたが、大変ありがとうございました。

じゃあ、通告書に基づいて一般質問をしていきます。

1 番、国民宿舎マリントラスあしやについて。国民宿舎あしやのオープンは 39 年。平成 8 年までの 31 年間は直営方式でありました。老朽化のため平成 9 年に解体、建てかえを行い、平成 11 年国民宿舎マリントラスあしやと名称を変え、新たにスタートしています。その際に直営方式から管理委託方式に移行し、休暇村サービスに管理を委託しております。平成 15 年法律改正により直営方式に戻すか、指定管理者制度にするかで執行部と議会との間でかなり議論が交わされていることが議会議事録でよくわかります。その結果、平成 18 年に指定管理者制度に移行し、休暇村サービス、マーチャントバンカーズ、グリーンハウスへと指定管理先が変わり、今日に至って経営されているところでございます。

この国民宿舎のですね。履歴的な流れというのが、よく背景が私も地元ではありませんでしたから、よく調べてみましたらですね、こういう流れで今現在あるんだなというふうに思っております。それで、指定管理者制度が創設された目的は、民間の持つノウハウを生かした、住民サービスの向上、行政コストの削減であるとしておりますが、具体的にどういうことをいうのかなと質問しております。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設、これについて、民間事業者等が有するノウハウを活用することによって、より質の高い住民サービスを効率的に提供することを目的に、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月 2 日施行の地方自治法の一部改正により導入されました。

当時町では、国民宿舎マリントラスの管理運営を国民休暇村サービスに委託しておりましたが、この地方自治法の一部改正により、平成 18 年 4 月からマリントラスの運営を民間事業者等を指定して運営を委ねる指定管理者制度へ移行しております。御質問の民間のノウハウを生かした住民サービスの向上、行政コストの削減とは、マリントラスの経営を、ホテル事業に精通した事業者が管理運営することによって、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上、こ

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

れ自体が住民サービスの向上につながるということ。もう 1 つ、管理運営の面では、マリントラスの person 費及び管理運営費を削減することによって、施設所有者である町の行政コストの軽減につながるというふうに考えております。

具体的とありますので、平成 3 年から国民宿舎が休暇村に委託されるまでの直前の 5 年間の決算状況は、事業収入等では歳出額を賄えない赤字経営でございました。このため一般会計から繰り出しをして、その額はその 5 年間で約 2 億 6 0 0 万円となっております。しかし、国民休暇村に委託した平成 1 1 年度からの 7 年間、これについては、一般会計からの繰り出しは 7 億 1, 8 0 0 万円となっておりますけれども、これは全て新しいマリントラスの建設費用に支出して、営業費には入っておりません。さらにマリントラスの営業の収益のうち約 4 億 4, 3 0 0 万円を一般会計に繰り入れております。そうしても、マリントラスの運営というのは、黒字となっておりました。指定管理時代も指定管理者の納入金に差はございますけれども、運営状況は同様に事業収入等のみで黒字化しておるということでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

今、2 番のほうまでですね、説明をされているようですので、1 番を質問したかったのですが、2 番まで行かれたようですから。この 2 番のほうがですね、この指定管理者納入金で賄えているのかと。今、このマリントラス芦屋建設費用の起債額は 1 4 億。そして利子総額 3 億 5, 0 0 0 万で合計 1 7 億 8, 0 0 0 万円です。それで、そういう納入金等で賄えているのかと。これまでの一般会計繰り出し総額はいくらかというような形で質問したかったんですが。それなりの回答をしていただいておりますので、それについては時間の都合でとめたいと思います。

3 番目のですね。指定管理業者グリーンハウスの支配人のマネジメント及び労務管理、職員に対する対応、それから離職者、雇用、残業等について問うわけですがけれども。特にですね、この聞きたいのは、現在の指定管理者グリーンハウスの職員の本来あるべき職員数は何名で、そしてことしの 1 月から 8 月 3 1 日までの離職者の総数は何人かということを知りたいと思います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

平成 2 9 年 4 月 1 日時点での雇用実態でございますけれども、社員は 1 0 名、パート従業員さんが 2 6 名、合計 3 6 名となっております。2 9 年 1 月からことし 8 月末までの離職者の総数につきましては 1 9 名、離職率は 4 8 % となっております。

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

本来あるべき職員数は 39 名。8 月 15 日には資料請求です、14 名というふうに言われていたのですが、わずか 8 月 15 日から 30 日の間にまた 5 名、19 名ということですね。こういうような形で補充は数名だと聞いておりますけれども、経営は成り立っているんだろうかなど。非常に疑問に思います。なぜ、このように離職者が多いのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

離職者が多い理由というのは、具体的にはわかっておりません。ただし、去年グリーンハウスに指定管理者が変わりました。そのときに支配人と料理長は本部のほうから派遣されてきて、そのほかパート従業員さんにつきましては、前任のマーチャントであったり、国民休暇村であったり、希望する方は、それぞれ引き継いで勤務されておりますということぐらいしかわかっておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

今、そういうところにレストランの従業員の方が、接客の方ですね。普通 4 名、5 名で接客される。お客さんの人数にもよるでしょうけど、もう今はそれだけ少ないものですから、接客業も 1 人、2 人。まあなかなかできなくてですね。もうお客さんもサービスが悪いですから、昼、夜の宴会等も非常に減少しているというようなことを聞いております。それで今、課長のほうからですね、なぜそんなに離職者が多いのかということがよくわからない。辞められる場合は一身上の都合という形でしかできないでしょうけれど。

私、1 つ例を挙げたいと思います。

公務中にですね、お客さん同士の暴力事件というような事件があっているんですね。本年 7 月末のこと。1 人の従業員 K さんが、公務中に客同士の暴力事件に巻き込まれた事件を承知しておられると思います。若松のある土木会社がですね、宴会 50 名の方の宴会があった。宴会終了間際に社員同士のけんかが発生し、ちょうど傍にいた K さんが、巻き込まれて負傷し、K さんは負傷されました。K さんはレストランの接客を専門に 5 年間マリンテラスあしやに勤務。同僚や後

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

輩たちが次々に辞めていく中、大好きな芦屋町のためにと頑張って顔なじみのお客さんが多い、人気者であったと聞いております。負傷したKさんは、その日に新水巻病院で診察を受け、また被害届のために折尾署に傷害事件と告訴しております。8月2日に警察は現場検証として国民宿舎に赴き、実地検査を行いました。その間支配人は人ごとのように、立ち合いも参加しなかったと。暴力事件を起こした会社責任は、被害者職員の家庭に出向き、謝罪と補償の話をして解決の方向に向かっております。しかし、支配人はこの間、全く関与せずに進められている。支配人としての責任を果たさず、横暴極まりない態度にいたたまれず、Kさんは本社の社長に事実経過を手紙にしたため、書留で郵送されました。本社の社長が知るところになり、支配人は自分自身を正当化するためにうそを重ねていると聞いております。支配人は本社から出向した正社員ではなく、契約社員と聞かれますが、本当ですか。もう一度言います。今の支配人は本社から出向した正社員ではなく、契約社員と聞かれますが、本当ですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在のマリンテラスの支配人は、4月1日から採用された契約社員となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

それですね、またKさんはですね、労働基準監督署に調査の依頼を申し入れております。御存知ですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

グリーンハウスの社長さんに上申されたということと、労働基準監督署に連絡を・・・・・・・・・・
詳しい話を入れたということだけは聞いておりますけれども、その後の結果については承知して
おりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

なぜこういうふうに、こういうことをですね、なかなか警察に告訴するとか、労働基準監督署

にですね、事情聴取をしてほしいということなかなか言えませんよ。やっぱりそれだけね、悔しい思いの中でされたと思うんですけど。Kさんは残された職員の人権侵害をなくし、労働改善のため、また国民宿舎地域の振興を図ってもらいたいという強い願いのもとで、こういう行動をとられたんですね。お手紙が、私そのコピーをいただいたんですが、ちょっと時間がありませんけど。その中のちょっと読み上げます、少しだけ。

初めまして。私は現在、国民宿舎マリンテラスレストランに勤務しています何々と申しますと、ここから始まったプリント3枚です。その中には、こういうような行動を、支配人の行動でもってですね、お客様に大変迷惑がかかり、評判が悪くなり、売り上げ等も減少するというような単純な理屈が御理解できてないようであるとかですね、恫喝をするとかパワハラやセクハラを繰り返し、自分の存在感を誇示しているがとかですね。まあそういうことを書かれたものが3枚あります。そのことによって、社長にその手紙が届いて、支配人もですね、態度が変わったんだろうと思うんですね。

現在、今先ほど言いましたように、宿泊者、宴会、レストラン利用者が対応できない状態が続いているというふうに聞いていますが。今、こういうことについて報告を受けているということですが、これ信じがたいですね。私、正直言ってですね、こんなことあり得るんだろうかと思うんです、町長ね。そんなことがあっているんだろうかと思うわけですけど。こういうことについて、これをその支配人からの報告書は届いているということでした。けれども、直接ですね、直接そのKさん親子に会って事情聴取をするというお気持ちはありますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

今の質問ですけれども、まずは警察で事情聴取があったというのは、その宴会場での暴力事件についての警察の事情聴取としますし、パワハラとかセクハラとかいうのは、労働基準監督署、所管署の労働基準監督署に届け出をされているということをお伺いしていますので、今回の今の御本人の方と役所が直接会ってお話をするかということに関しましては、それぞれの今の御相談内容については、警察並びに労働基準監督署の所管する事務というふうに考えておりますので、私どものほうでその話を聞いてどうするということは、ちょっとできかねないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

指定管理者制度の趣旨というのを住民サービスの向上とかね、それからもう一つ、グリーンハウスと協定書を交わしておられると思いますけど、地域の振興を図るためということなんです。そのためには当然、地産地消というか、地元の商品や野菜等を仕入れる。そして、地元の方を従業員として採用される。そういうことで、芦屋町の経済が活性化していくんだろーと思いますよ。そういう中で、芦屋町の住民で、5年間も芦屋のために国民宿舎の発展のために働いた方がこういう事件を、傷害事件を起こされて、芦屋町の方がね、ここの役場に來て話をしてもいいと、やぶさかではないという方に対して、話はできないという、そういう指定管理制度そのものに問題があるんじゃないかろうかと。これが直営だったらどうなりましょうか。早速ね、町長みずから、また、そこの管理の所管の課長はですね、どういうことであつたらうかということ聞いて、話をできると思うんですけども。ここに指定管理者制度の問題点が、はっきりと出てきているというふうには言わざるを得ません。

私は、今回の事件は氷山の一角です。こういうことが起こるからこそね、30人近くの職員の中でですね、19人の方が辞められると。これは氷山の一角なんです。パワハラ、セクハラが起こっているという、いわば労使関係は本当にいびつになっており、まさにブラック企業と言われても仕方がないのではないかと。国民宿舎施設の所有者である芦屋町として、その実態を喫緊にね、把握して改善していかなければ、国民宿舎そのものの経営危機が訪れるかもしれません。私はそうなるだろーと思っていますよ。どうですか。28年度のグリーンハウスの納入金はいくらで、そして純利益はいくらで、金額はどうなっていますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

グリーンハウスからの28年度の納入金につきましては2,545万7,805円となっております。また28年度のグリーンハウスの収支損益につきましてはマイナス2,800万円ということになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ということはですね、グリーンハウスさんがこのままような状態でいけばですね、納入金を納めなくても、2,500万近く納めなくても赤字なんです。そういう計算になりますよね。だから、非常に、私は本当にこのあと数年で、もう撤去するとかね、指定管理制度そのものがなくなっていくような気がしてなりません。

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

そして 4 番目にいきますが、指定管理業者との協議内容に関する議事録について、ないとの回答でした。開示請求の時にですね。いわゆる指定管理事業者と協議内容について議事録はあるだろうと思って、お願い、開示請求したところ、ありませんということでしたが、それ事実ですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

指定管理者との協議内容という議事録につきましてですけれども、毎月業務終了ごとに提示される事業を報告のこととございます。これはマリンテラスの業務の実施状況に関する事項、管理施設の利用状況に関する事項、料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等、事業の実施状況に関する事項についてグリーンハウスから資料の提出を受けて、説明を受けております。この資料そのものが協議内容となるために、その協議の場における議事録というものは作成しておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

提案をいたしますけれどもね、芦屋町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書というのがありますね。それから、独立行政法人にも業務実績に関する評価結果というのが出ております。私、しっかりこれ読みましたけれど。この貴重な芦屋町の土地と建物の財産をですね、管理しているというか、所有者である町が、その 1 年に 1 回でもね、こういうような評価結果、今のグリーンハウスや前のバンカーズとの中で、どういうような成果があって、どのような課題があるかというような、このような冊子をね、やっぱりつくるべきだと思ふし、よその町ではこういうのがあるんですよ。ぜひですね、そういうことを検討していただきたい。それから今ですね、総務省の 2016 年に出された指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果が発表されておりますけれども。選定時に、この労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定への記載状況は 41%。市町村ではですね、その協定書の中に入れていているというわけですね。これは芦屋町の場合は入っていませんね。それとですね、今、この指定管理制度からですね、もういわゆる直営に戻すというようなこともかなりのパーセントが出ています。そしてまたそれを廃止する。もう、民間へ移譲するというような町がたくさんあるようです。ぜひそれを調べていただいてですね、今後、指定管理者制度をどういうふうにしていくのかぜひ検討していただけたらと思います。この点については終わりたいと思います。

○議長 小田 武人君

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

妹川議員、件名 1 は終わりですか。

○議員 5 番 妹川 征男君

ちょっと待ってください。もう 1 回言ってください。

○議長 小田 武人君

終わりですか。

○議員 5 番 妹川 征男君

1 件目は終わりです。

○議長 小田 武人君

1 件目は終わりですか。ここで参考人の入場を求めます。

[参考人 入場]

○議長 小田 武人君

妹川議員の一般質問に関して、参考人として地方独立行政法人芦屋中央病院の櫻井院長、森田事務局長に御出席をいただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、続けて妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

櫻井院長、それから事務局長、本当にお久しぶりでございます。きょうは大変お忙しい中ですね、参考人として御出席いただき、まことにありがとうございます。短時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

通告書に基づいて読み上げていきます。芦屋中央病院は地方独立行政法人化されて 3 年が経ち、来年 3 月には新病院としてオープンします。地方独立行政法人芦屋中央病院、中期目標は、①地域住民に信頼される病院、②地域医療機関に信頼される病院、③職員に信頼される病院という 3 つの理念に沿って策定されたものです。町は地方独立行政法人化に向けて病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による総体的な経済改善の期待が大きい。そのため、自立性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が最も望ましいと説明しておられました。その理念に基づいた経営が行われているかどうかということで質問したいと思います。

医療職員、医師、看護師の確保について。地方独立行政法人化されて医者は何人確保できたか。そのうち、現在も勤務している人数は何人か。また耳鼻科、眼科、皮膚科の医師確保の現況について聞きたいと思います。同じく看護師についての現況についてを聞きたいと思います。③看護師の 28 年 1 月 1 日より平成 29 年 8 月 31 日までの離職者数は何人か。ということで最初をお願いします。

○議長 小田 武人君

参考人に答弁を求めます。病院長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院長 櫻井 俊弘君

芦屋中央病院の櫻井でございます。御質問をいただきありがとうございます。

まず、私のほうから医師の状況についてお答えをしたいと思います。平成 27 年度から地方独立行政法人に移行いたしました。医師については新任というか、新しく採用できたのは 10 名。そのうち 9 名は継続して勤務しております。ただ、この 10 名の中には、いわゆるその大学から 1 年なり 2 年なりの期限を切ってですね、短期で派遣をされていて、お一人お辞めになれば、お一人勤めるといっていわゆるローテーションという言い方をするんですが、そういう方が 4 名おられますので、新しく長期にわたって勤務していただける方は 6 名ということでございます。この 6 名をこの 27 年から短い期間の中で確保できたというのは、うちの病院の歴史の中でもそれほどありません。これは冒頭で妹川議員がおっしゃったように、地方独立行政法人化をしたことによって、機動的な、柔軟な医師の雇用体系というか、そういうものがつくり上げられた効果だというふうに感じております。

次の耳鼻咽喉科、皮膚科につきましては、これは常勤でおられた先生が開業に伴ってお辞めになったということがありまして、その後大学の医局からの派遣が途絶えたということで、常勤のドクターがいない状況が続いているわけですが。これは産業医大だけではなくて、他の九大であるとか福大であるとか久留米大学であるとか、いわゆる大学を中心にして派遣をしていただけないかということで、行動をしているところではございますが、なかなかこの医局も人的な余裕がないということで、現在は確保できていないという状況でございます。

眼科につきましては、現在産業医大から週に 2 回、午前中、非常勤の医師を派遣していただいておりますが、耳鼻咽喉科、皮膚科同様、常勤医師の派遣については、やはり大変厳しい状況でございます。

医師の確保につきましては、病院経営の根幹に関わることでございますので、引き続き常勤医師の確保について努力を継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田幸次君

私のほうからは看護師の状況についてお答えいたします。

看護師につきましては、平成 27 年 4 月から 29 年 5 月までの期間で 33 名採用しております。そのうち 30 名につきましては、継続して勤務している状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

27 年度ですね、今、病院は中央病院の業務実績に関する評価結果というものをですね、きめ細かに出されておまして、その病院の内容がよく理解できます。その中にですね、現在、休診している耳鼻咽喉科、皮膚科の医師の確保についても大学病院を訪問し、派遣依頼を行っているということで大変努力されていると思いますが、実は 28 年度も今回の議会でいただいたわけですけれども、同じ文章なんですね。それだけ医師の確保というのは大変なことだろうと思うんですが、やはり独法になることによって、そういう先生方が確保できるというようなことで、我々は、多くの議員さんはですね、賛成していただろうと思いますが。私は、本当にそうだろうかというような気持ちもありました。まあ、それは今後ともですね、頑張っ確保していただきたいと思うんですが。住民の声としてはですね、医者に、担当医といいましょうか、主治医がですね、患者さんが病院に行って、また病院の先生が変わったと。非常勤の先生かもわかりませんけどね。そういうことによって、非常に患者さんの不満の声を耳にするんですよね。だから、そういうことについて、そうならないように努力していただきたいなと思っていますが。その辺については今後、努力していただきたいと思います。

今、看護師の場合ですね、看護師の場合、33 名の方が退職された一身上の都合とか、さまざまな出産とか育児休暇とかさまざまな理由があるかと思いますが、私はこれもね、離職の理由の中にこういうような理由もあるのではなかろうかと思って 1 つ事例を出したいと思います。

その病院の中でですね、ある医者はもうわかっているんですけど、ある医者は患者や看護師の前で、患者や看護師を叱ったり暴言を吐いている。看護師に対するパワハラ的な言動が看護師の辞職に理由になっているのではないかと。患者側や看護師にも問題点があるのかもしれないが、患者が多数いる前で叱り飛ばすというのはみっともないと。この病院は異常だなというような声を直に聞くわけですよ。院長はこういうような声を耳にし、また認識しておられますか。

○議長 小田 武人君

病院長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院長 櫻井 俊弘君

それは個々の事例を全て理解しているということではありませんが、医療というのは、行っていく上において、ほかの業態と違うというのは、実際に医師と看護師が連携して患者さんの診療に当たるわけですが、看護師は医師の補助をするということになるわけで、そのときに医師としては、患者さんの健康を回復させるということが一番大きな仕事でございまして。その中には、生命の危機の問題も、当然、はらむわけございまして。そういうふうな危険性をはらんでいる場合、生命の危険とは言いませんが、健康に対する障害をもたらす可能性がある事象については、

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

厳しく指導することは、当然あり得ると思います。ただ、それが行き過ぎているかどうかに関しては、つまびらかに私が承知しているわけではございませんが、多くは関係の職員から、報告は受けております。そのいずれにおいても、現場の各部署の責任者の判断においては、実際その場にいた、あるいは非常に近い話を聞いているということでございますが、その現場の責任者の判断では、妹川議員が言われたようなことには当たっていないというような認識でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

どうぞ、そういうような声がちまたに、また直接私に聞いておりますので、ぜひ、それがどういことなのか、担当医または事務局長に聞いてですね、実態を把握していただきたいと思ます。もしそういうことであるならば、多分そうだと思いますが、その先生に対してですね、指導をお願いしたいなと思ます。

それで、なぜこういうことが起こり得るのかと言いますとね、やはりその住民に対して提供するサービス、その業務の質の向上に関する目標を達成するための措置に対する評価結果は、住民サービスですね。平成 27 年度は A 評価でございましたけれども、28 年度は B 評価に下がっているわけですね。評価表を見ればですね。また次に接遇向上のために研修会を 27 年度は行っているが、28 年度は実施していないと。各部署でやったということなんですが、評価区分については、ランキングが下がっていると。患者の病院に対する苦情や不満の結果があらわれているのではないかというふうに思われてなりません。

それと、意見箱にですね、意見箱というのがあるようですけど、投函される患者さんの声、それから苦情に対する内容、まあ細かく聞きませんが。掲示板に説明を掲載している病院があります。私もちょっと非常に病気がちですので、入院を何回もやっておりますけどね。掲示板にこういうような苦情があるとか、こういう先生がこういうことを言われたとかですね、そのことに対して病院長の名前で、このことについては重々わかりましたと。注意しております。今後、改めますとかですね、そういうなのがあるわけですよ。そのことが、また患者さんにとってもですね、非常に信頼関係が高まる。ただ名前を書いている人だけに、投書した人だけのことでなくて、多くの方が、そういうふうに考えておられる方もおられますから、やはりそういうの当掲示板をつくって町民の、患者の皆さんにですね、明らかにするということを私は検討していただきたいなと思うんですけど。いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

病院長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院長 櫻井 俊弘君

大変いい意見だと思いますので、検討させていただきますが。当然、その御意見箱、いただいているものについては、病院の経営陣、全てで確認しております。ただ、中にはですね、ちょっと一般に掲示するのがはばかれるような内容のものもございます。そうなってきますと、全てを表示するか全てを表示しないかというのが公平性を保つ上では必要だと思っております、今のところは表示をしていないということですが、今後検討していきたいと思っております。

それと先ほど評価委員会の評価のお話をされましたが、これについても評価委員会の、要するに報告書の中に、ある程度理由は記載していただいていると思っております。評価が下がったことについてもですね、実際に A、B、C、D 評価であるわけですが、その評価の中で、要するに平均点を下回っているというのほとんどございませんので。御心配いただいているのは大変ありがたいのですが。全てが A 評価であればいいんですが、A 評価というのは目標を大幅に超えているという評価でございますので、これはほとんどの独法化病院でそういう評価をいただいている、そればかりが並ぶということではございません。目標を達成しているという形でございます。

先ほど御指摘のありました接客研修についてはですね、たまたま昨年度は電子カルテの導入であるとか、その他建てかえであるとか、そういう委員会が非常に立て込んだものですから、たまたま開けなかったということで、今年もうすでに行っておりますし、接客については非常に重要な問題だと、病院としても捉えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

そういう形で御検討していただきたいと思っております。

次にですね、中央病院に対する不信感を募るような事例が、直接お会いして 3 点あるわけですけど。ほかにもたくさんあります。その中の 1 つ、2 つをですね、紹介したいと思っております。

数年前ですね、もう事務局長も病院長も御存じのように、ある方が特定検診のですね、中で胃カメラを飲む際に、問診票があります。それには、鎮痛剤を打つか打たないか。麻酔は打たないというようなことを記入していたにもかかわらず、麻酔を打たれたと。そういう医療ミス事件といいたいまいしょうか。病院の説明は、その患者さんといいたいまいしょうか、来られた方に、看護師と医師との連絡上の単純なミスという説明があったようですけど。患者にとってですね、単純なミスでは済まされるかと。自分は麻酔をしなくていいとはっきり問診票に書いているのに、その麻酔をかけられたと。そしてベッドの中で 3 時間ぐらい寝かされて、それは寝なくてはなりませんね。もうお帰りくださいということで、フラフラしながら家に帰ったと。車は駐車場に置いてですね。もう車を運転できなかつたから。まあそれで、その説明に怒り心頭されて、人としての尊厳を踏

みにじられたと、泣き寝入りはしたくないというような思いで、弁護士に相談し、折尾の簡易裁判所にも相談をしておりましたが、名誉棄損罪で訴えるのかと。いやそんなつもりはない。ただ謝ってもらえればいいと。即、謝ってもらえれば、それでいいですよ。だったら裁判かけてもお金がかかりますよ。何もお金をもらえるわけじゃないんだから、弁護士料もらえませんから、それはしないほうがいいんじゃないんですかということ、いろいろ調停の場でもですね、話をされたようですけども。そういうように、医師からも謝罪もなく納得いかない。なぜこのような仕打ちを病院から受けなければならないのか。一時、うつ病になられ、今も苦しみを引きずっておられるようです。院長、それから麻酔を打った医者本人は直接会って、謝罪したのかということについては、直接会って謝罪はしてもらっていませんと。今からでも遅くないと思いますから、どうでしょう。病院長、それからその医者、それから事務局長も入るかもわかりませんが、その方と謝罪をする場を設けてみたらいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

病院長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院長 櫻井 俊弘君

私たちが承知している患者さんの件であろうと思うんですが、その患者さんについて先ほど妹川議員がおっしゃったようなことがあったわけで、それについては基本的には、私、事務長は既に謝罪をしたつもりでございます。それがどういうふうにお受けとりになられたのかよくわかりませんが、私たちとしてはそういうふうにしたつもりでございますし、主治医のほうからも直後に謝罪をしたということは、カルテに記載がございますので、若干、少しお話に違和感を感じました。私たちとしては、そういうことをちゃんとしたつもりでございますが、そうでないのであれば、対応をしっかり考えたいというふうに思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

お互いに思い違い等もありましようけれどね、一番その方にとってみれば、その最初の時点でですね、そういう問診票とその注射を打つ、その連絡が不十分だったと思うんですよね。病院から言えば、単純なミス。ところが本人からすれば、単純なミスですと言われたことがですね、その場で謝罪をしていただければ、何らこんなことにならなかったと思うんですね。

はい、次に行きます。すいません。それからですね、時間がありませんので、後 2 つほどあったんですが、残りについては省略いたします。

それで今現在ですね、独立行政法人化されると、議会の監視もですね、行き届かないと。緊張感が不足しがちになると言われています。一般的にですね。芦屋町の場合、院長の統率力とリー

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ダーシップのもと、医師、看護師等の連携がとってほしい。そして健全な病院運営がなされるよう努力されていると思いますが、そういう形で今後ですね、進めていただきたいと思います。

時間がありませんので、次の 3 番目の町役場職員についての派遣については省略いたします。省略します。

○議長 小田 武人君

件名 2 は終了ですね。

○議員 5 番 妹川 征男君

はい。

○議長 小田 武人君

以上で参考人に対する一般質問は終わりました。参考人の退場を求めます。

[参考人 退場]

○議長 小田 武人君

それでは続けて妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

芦屋基地滑走路延長について。午前中に川上議員のほうからですね、詳しく専門的なことを説明されましたし、回答が二重になるのが多々あります。そういう意味でカットすることがありますので、進めていきたいと思います。

平成 28 年 12 月、九州防衛局は芦屋町議会に対し、芦屋基地滑走路延長事業について 6 月には事業計画変更の概要を示しました。現在、芦屋航空自衛隊の滑走路延長事業の実施に向けて進められているところです。これらの点について問うわけですが、今、町民に対してどのような説明を講じてきたかということに対しては、午前中の川上議員の質問に対する回答としては 12 回行われたと。そして、161 名の方々に説明があったと。もちろんこの 12 回の中には執行部、私たちが 4 回ありますから、結局住民に対する説明は 8 回ということがわかりました。それで、いかがでしょうね。町長の話では、このように住民説明会も手順を踏んでやってきているというようなことでしたし、議会には今後説明はされていくでしょうけれど、やはり、議会の同意、議会の同意を求める必要があるのではないかというふうに考えます。この川上議員が持っていました 29 年度若松区臨時総会資料の中にもですね、この議会での同意、3 ページにはですね、議会の結論はまだであると。その岡垣のほうですね。とか、芦屋、岡垣より前に印鑑は押せないとかですね、こういうのがあるわけですよ。芦屋町が印鑑を押せば自分たちも印鑑を押すということですね。そして先ほど言われましたように、川上議員が言われたように、芦屋は基地対策協議会と協議、近々説明会、議会も反対なしとかですね。これは信憑性があると思うんですけども。さてですね、その農事組合、生産組合というんでしょうかね、そういうところに説明があったと

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

してもですね、やはり、今、一番問題にある粟屋、大城それから浜口、高浜それから正門町、そういうところはですね、今、防音装置工事をするところですね。今、85 これはデシベルという騒音の記号にWというのがあるんですけど、85W、75W、かなりの地域にまたがっておりますが。せめてですね、こういうところについては、区ごとにですね、説明会を行う必要があると思うんですよ。この点について町長はどうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

浜口、高浜の地域に説明ということですか。（「粟屋、大城を中心に自治区に。」と呼ぶ者あり）自治区に。（「自治区に。」と呼ぶ者あり。）

そういうふうに最初からですね、川上議員のときもお話したんですけど、基地の形態というのは、いわゆる中身について、飛行機が変わるわけでもないし、ただ何でその滑走路延長かということで、これはくどくど言いませんけど、妹川議員も何度もお聞きになられたと思うんですよ。何のためにするのか。ということは、これは農家の方が結局、いわゆる塩害ということで、保安林解除ですね、保安林解除の件について結局、県の許可をもらわなきゃいけないということ。このことなんですよ。それでそのいわゆる浜口、粟屋、大城の自治区の方にその説明というのを、どのような説明なんですか。騒音も変わるわけでもないし、今までの形態というのは変わらないんですよ。ただその防風林の、防風林というのはその塩害防止のための防風林であって、そのことについての話が主だったと思いますが。どういう趣旨で、その辺がよくわからないんですけどね。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

この延長に関してはですね、延長に関しては、訓練等をより安全にと、事故防止の強化とか訓練の制約を解消できると言われているわけですね。しかし、今までクラッシュバリアといって、そういう激突するようなときには、ちゃんと捕獲できるようなもの、このクラッシュバリアということすらね、使用したこともないと。だからあえてそういう延長をする必要があるのかと。だから、それは確かに今言われたように、騒音は今でもひどいんですよ。だからそれを延長したからといって騒音が拡大されるということではないかもわかりません。今のところですね。ただ、これが今の基地の拡張、基地のそれから軍備の拡張というような形で、もしそういうことになり得るかもわかりませんが、やはり今現在、迷惑をかけている地域住民の方、町長が町民のトップでありますから、そういう理解を求めようと思うならば、そういうところに説明を進める、

平成 29 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

防衛庁と一緒に進めるというような形をとるのが当然じゃないかなと思うんですよ。私はですね、今日まで航空機の爆音と騒音によって、被害は芦屋町内外に及んでいます。また、今まで以上に塩害被害が強いられてきた農業者の生活圏等と比較して、延長が非常に理不尽極まりないと考えているんですよ。例えば、滑走路延長は保安林伐採により、農作物の塩害被害の拡大をもたらす防潮柵ではクリアできないと思います。保安林伐採は自然破壊を招く。防潮柵の設置は景観を損なう。住民生活の精神的、肉体的苦痛は無論のこと、今日までの騒音被害。特に栗屋、大城、そして浜口、高浜、正門町。そしてまた江川台もそういう騒音がたくさんあると聞いております。だから、また 5 番目にですね、基地の強化、むしろ増強のための延長であるかもわからないという危機感を持っております。したがって、今、言いましたように、そういう、一度、中央公民館で 30 名近くの説明会がありましたけれども、やはり各区にですね、そういう説明会をすべきではないかと私は思うんですよ。いかがですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何度もお話していますように、これはですね、滑走路延長の同意をするかどうかではないんです。これをね、要するにどうも大元で勘違いされておるようでございます。これはあくまでも国有地の基地の中の暴風保安林、これを解除するには、いわゆる何ですか、農事組合。芦屋の場合で言えば栗屋、大城。この農事組合の方のいわゆる承諾がないとできない。わかりやすく言えば、町は農事組合の方が要望があれば要望を聞いて、そして町が意見書を書いて県知事に出すと。県がどう判断するかという、この手続上の問題なんですね。そこに滑走路延長するから、そこにいわゆる基地のね、午前中に川上議員からもありましたように、まあ結局基地は変わるんじゃないかとか、いろいろな話、それはあくまでも憶測であって、何度も九州防衛施設局、何度もお出でになりましたよね。これは皆さんの前で説明し、議会でも説明し、全員協議会でも基地対策協議会でも何度もお話された。これはもう約束事ですよ。それをもし、そんなことをするんであれば、これは大変なことになる。だから、私はさっき言ったように、これは防風林の解除。じゃあなぜ解除するか、それはもう、新聞等で川上議員が出された、ああいう新聞に書いてあるとおりでございます。だから、それを結局、騒音だとか、防音だとか、そういうように話を派生すると、これは次元が違う話であって、もし、そうであれば、それはそれ、これはこれというふうで問題提起をしなくちゃいけないのではないかと感じております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員、1 分です。

○議員 5 番 妹川 征男君

防風林、先ほど 5 点ほどですね、私たち土地は今、大蔵省とか防衛庁の土地かも知りませんが、もともと地主がいてですね、だからそういう松林を伐採するということは、例え防衛庁の土地であれ、やっぱり私たちの財産ですよ。その財産をあれに、防潮柵に変えれば良いということについては、自然に対する畏敬の念といいましょうかね、そういうものが町長には欠けているのかなとかいうような気持ちでおります。

時間が来ましたので、これで一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。